



## 第2回海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合

2016年12月8日、日本国 東京

議長サマリー（骨子）

- 2016年4月11日の「海洋安全保障に関するG7外相声明」において、G7外相は、海洋安全保障及び海上安全に関する国際協力を一層推進していくことを再確認。
- 同声明で、G7外相は、法の支配が貫徹する海を維持することの重要性を認識しつつ、昨年12月のドイツ主催第1回海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合の開催を歓迎し、海洋法を含む国際法に対する理解促進に向けた取組を奨励。
- 2016年12月8日、第2回海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合が東京で開催され、「海洋安全保障に関するG7外相声明」において言及されている海洋安全保障の3つの側面が取り上げられた。
- 2017年のイタリアの議長下で、G7における海洋安全保障の議論の更なる深化を期待。

### 【ラウンドテーブル1】

海洋紛争の平和的管理及び解決における海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）を含む国際法の役割について概観し、G7代表团及び参加者は；

- 海洋の法的秩序は、国際交通を容易にし、海洋の平和的利用及び海洋資源の保全と持続可能な利用を促進し、国際社会における経済秩序及び安全を支えることを認識。
- アジア太平洋地域における状況への懸念を表明するとともに、国家が、国際法に基づいて自国の主張を行い、かつ明らかにすること、緊張を高め得る一方的な行動を自制し、自国の主張を通すために力や威圧を用いないこと、仲裁を含む法的手続を通じたものを含む平和的な手段による紛争解決を追求することの重要性を再確認。
- 自制を働かせること及び非軍事化、航行及び上空飛行の自由を含む普遍的に認められた国際法の原則に従って行動すること、信頼醸成措置への更なる関与を奨励することの重要性を改めて確認。また、2016年7月12日の仲裁裁判所の判断は、南シナ海における紛争の平和的解決に向けた更なる取組のための有用な基盤であることを再確認。
- ASEAN諸国と中国による南シナ海に関する行動規範（COC）に係る交渉の妥結に向けた取組への歓迎を表明するとともに、南シナ海に関する行動宣言（DOC）を全体として完全かつ効果的に履行し、効果的なCOCを早期に策定することを要請。

### 【ラウンドテーブル2】

地域のオーナーシップや責任を強化する方途に触れつつ、特にアフリカ及び東南アジアの国々における能力向上支援活動に焦点を当て、海洋安全保障及び海上安全にかかる諸課題に対処するための国際的・地域的な協力に向けた方途を検討し、G7代表団及び参加者は；

●海賊及び海上武装強盗、その他の不法な海上活動への対処に当たっては、地域のオーナーシップ及び責任、並びに地域における海洋安全保障及び海上安全分野での能力向上支援活動を支える国際的・地域的な取組の重要性を再確認。

●ソマリア沖海賊コンタクト・グループ（CGPCS）、G7++ギニア湾フレンズ・グループ、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）、国連及び国連専門機関、北大西洋条約機構（NATO）のオーシャン・シールド作戦及びアクティブ・エンデバー作戦、連合海上部隊及び貢献国との緊密な連携の下で行われているアタランタ作戦及びソフィア作戦の取組を称賛し、EU海洋安全保障戦略及びG7各国により策定された各戦略を歓迎。

### 【ラウンドテーブル3】

海洋安全保障及び海上安全、海洋状況把握（MDA）を促進するための科学的及び技術的支援を提供することを目的とした研究活動について議論するとともに、海洋環境保護に向けた措置を検討し、G7代表団及び参加者は；

●開かれ安定した海洋の確保に資するとともに、海洋における透明性を強化することに資する効果的かつグローバルなMDAの促進を奨励。

●特に新たな可能性と課題を有する北極において、海洋の平和的利用、海洋資源の持続可能な利用、海洋環境の効果的な保護の重要性を認識。

●自由で開かれたインド太平洋を通じたアジアとアフリカの連結性向上及び地域全体としての安定及び繁栄の促進に向けた措置について議論。

●2016年10月のトーゴにおけるアフリカの海洋安全保障・海上安全及び開発に関するアフリカ連合臨時首脳会合の開催を歓迎。